

公益社団法人 日本滑空協会
平成 24 年度 第 2 回理事会議事録

1. 日 時：平成 25 年 2 月 9 日（土）14:00～16:20
2. 場 所：日比谷図書文化館 4 階 セミナールーム A
3. 理事会出席数：11 名
出席理事：会長 佐藤淳造、常務理事 甲賀大樹、坂井正一郎、鈴木康一、三輪徳泰
理事 土屋宣幸、堀 宏明、吉田 茂、吉田正克
出席監事：谷口良知、山本隆章

理事会開催に先立ち、甲賀常務理事により定足数の確認が行われ、理事 9 名、監事 2 名全員の出席により、定款第 38 条に基づき理事会が有効に成立したことを確認した。

議事に先立ち、定款第 37 条に基づき、佐藤会長が議長を務め、本会議の成立、開会を宣言。さらに議長より以下の説明があった。

* 定款 41 条第 2 項に基づき議事録署名人は、佐藤会長ならびに谷口、山本両監事が務める。

4. 議事について

4.1 議案説明

4.1.1 第 1 号議案：平成 25 年度事業計画(案)について

議長の指名により、事務局長である甲賀常務理事より平成 25 年度事業計画(案)について説明がなされた。

(事業計画(案)要点)

- * 協会事業は過年度と基本的に大きな変化はない。一昨年 5 月の航空法一部改正に伴い、平成 26 年 4 月から本施行され、既に一部施行されている特定操縦技能審査制度等の法令改正に対応して各種事業展開する旨を 25 年度基本方針の一つとしている。
- * 5 年スパンの協会中長期計画について、大きな変更、追加点はないので前年度に継続してこれを中長期計画として掲げたい。
- * 統括・普及事業において、25 年度は、会員増員策の推進を重点的に図るために、協会紹介・入会勧誘用パンフレットの作成を行う。
- * 愛好者育成事業において、前年度は法人移行の時期と重なったこともあり、マンパワーを考慮して、助成金申請を見送り、滑空スポーツ講習会及び安全飛行大会を実施したが、更に地方開催を十分な形で実施するには、資金面において助成金申請をすることが、実情に即していることから、25 年度は、これら 2 事業に対して助成金申請をしており、現在、助成元からの審査結果を待っている状況である。
- * 社団法人として設立以来、基本財産として保有している DART について、既に簿価は 1 円となっているが、機体自体はそのまま関宿滑空場に保管していただいている状態にある。協会事業において事実上は 40 年近く使用されていない状態であり、保管元は同機を引き取りたい旨の意向がある。本会において、本件に関しての具体的な方向性を決定、実施計画を作成して、今後の理事会ならびに総会において承認を得たうえで、協会として正式に処置を実施したい。

4.1.2 第 2 号議案：平成 25 年度収支予算(案)等について

議長の指名により、事務局長である甲賀常務理事より平成 25 年度収支予算(案)ならびに資金調達および設備投資の見込みについて説明がなされた。

(収支予算(案)等要点)

- * 協会運営にかかる固定費等については、過年度と比べて特に大きな額の増減はない。
- * 愛好者育成事業のうち、滑空スポーツ講習会及び安全飛行大会について、助成金申請をしていることから、前年度に比べて事業規模を広げて実施できるものとして、その分の収支額を各々

加算した予算組みとなっている。

- * 資金調達および設備投資の見込みについて、現段階では特に記載する事項はない。ただし、本会において DART に関する具体的な処理について決定され、除却することが確定された場合は、その旨を記載する必要がある。

4.1.3 第3号議案：総会運営規則改訂について

議長の指名により、事務局長である甲賀常務理事より総会運営規則改訂について説明がなされた。

(総会運営規則改訂要点)

- * 総会議長の具体的な選出方法の一つとして規定された第8条第3項について、文言として不明瞭であり、手続上混乱を招く虞があるとして、24年度臨時総会において、同項の扱いを保留とする形で本規則は可決されている。
- * 保留となっている同項について、臨時総会後のフォローとして行った、メールによる役員相互の意見交換において出された意見も踏まえた結果、特に規定しなくとも定款および規則上は抵触しないことから、同項を削除したものを改訂案として次の総会に諮りたい。

4.2 質疑および意見

4.2.1 第1号議案 平成25年度事業計画(案)について

- * 協会紹介用パンフレット作成に関して、既に凡そその具体的な計画が立てられているのか。事務局主導で進めるのか、別に担当者を立てて実施するのか。
 - ホームページの掲載内容をベースに、協会紹介・入会勧誘を目的としたものを予定している。現段階では、事務局主導での実施を計画しているが、理事各位の中でどなたか担当を受けていただけるのであれば、是非お願いをしたい。
 - パンフレットは、全国の滑空団体の協力を仰ぎ、配布をお願いする。また、地方等で開催する講習会等において頒布することを考えている。まずは協会の活動について、具体的に理解、賛同していただくことが最初の一歩と考えており、協会の付加価値を高めていくことと並行して実施する必要がある。
- * 会員増員策の一環としてパンフレットの頒布の他に、大学卒業後の若いグライダーパイロットを滑空界につなぎとめる施策が必要なのではないか。例えば、滑空場を借りて、フライト体験を積極的に実施する等、協会側からも若手パイロットと直接、接する機会を増やす必要があるのではないか。
- * 現役学生パイロットに対して、当協会の意義がそもそも伝わっていない現状である。彼らに協会についての紹介・入会勧誘をする方策として、単なるパンフレット頒布よりも講習会やトレーニングといった現場を通して当協会をもっとアピールするような、直接的なアプローチが有効なのではないか。
 - 体験イベントを通じた普及活動については、単独でするよりも他の航空スポーツ団体と一緒に実施し、啓蒙推進をすることの方が、より現実的であり、有効的であると考える。25年度において即実施ということは難しいが、将来的にはこのような形での普及活動も視野に入れたいと思う。
- * 滑空スポーツ統括団体として、やはり日本選手権を再開させることが重要なのではないか。

4.2.2 第2号議案 平成25年度収支予算(案)等について

- * パンフレット作成に関しての予算はどの程度を見込んでいるのか。
 - 10万円程度を予算として計上している。財政面に鑑み、現状としては冊子形態の本格的な仕様ではなく、小型の折りパンフレット程度の装丁を予定しているため、市場リサーチの結果も踏まえて、金額的にこの程度に収めようとしている。

4.2.3 第3号議案 総会運営規則改訂について

質疑、意見は特になし。

4.3 議案決議について

- * 第1号議案 平成25年度事業計画(案)について
審議の結果、出席理事全員の賛成により定款第38条に基づき、原案のとおり可決、平成25年度定時総会報告事項とすることを確認した。

- * 第2号議案 平成25年度収支予算（案）等について
審議の結果、収支予算（案）ならびに資金調達および設備投資の見込みについて、出席理事全員の賛成により定款第38条に基づき、原案とおりの可決、平成25年度定時総会報告事項とすることを確認した。
- * 第3号議案 総会運営規則改訂について
審議の結果、出席理事全員の賛成により定款第38条に基づき、事務局提案のとおり可決、平成25年度定時総会での議案とすることが承認された。

4.4 その他決定事項について

- * 本会において可決した、第3号議案 総会運営規則改訂については、25年度定時総会議案とすること、また、第1号議案 平成25年度事業計画、第2号議案 平成25年度収支予算ならびに資金調達および設備投資の見込みについては、総会報告事項とすることを満場一致で決定、確認した。
- * DARTの処置について、将来的には移管し、今後は移管に向けての具体的実施計画を作成し、これを以後の理事会ならびに総会において議案として諮ることを満場一致で決定した。

5. 報告事項

- 8月1日公益社団法人移行後の職務執行状況等について、下記の通り報告があった。
- * 佐藤会長：公益社団法人へ移行後、協会事業は概ね計画通り遂行されている。各事業の個別業務については、各担当理事の報告によるところである。
- * 甲賀常務理事：事務局を総括する立場として、会長と密な連携を取りつつ、協会事業全般にわたり業務を担当、個別事業の実施運営を行っている。協会事業計画、収支予算原案の策定をはじめとする法人管理ならびに航空界および行政庁との連携を図るために空域調整等に関する会議へ出席し、滑空界の代表として意見を述べた。育成事業のうち滑空記章制度運営の一環としての研修会、滑空スポーツ講習会や安全飛行大会の講習会、トレーニングの企画運営をしている。競技会事業として、国内競技会への後援、表彰方針を決定し、海外競技会出場選手への支援業務にあたっている。
- * 坂井常務理事：情報発信部門担当として、機関誌及びホームページを監修。機関誌は年3回発行しており、直近では11月に298号を発行。3月に発行予定の299号の編集作業を終了し、現在は次号の準備を開始している。特に次号は300号にあたることから、特別記念号として記事の構成等の吟味を重ねている。また、安全担当として飛行の安全問題についての各種情報を機関誌及びホームページを通じて積極的に公開し、安全啓蒙を推進している。
- * 鈴木常務理事：育成事業のうち、指定航空従事者養成を担当。同養成施設管理者として、公益社団法人への移行後、養成教育課程2コースを開設し、3名が修了した。4月からを含めると途中中断を含め、既に5コースを開設しており、年度末に1コース開設が予定されている。近年減少傾向にある養成人数の回復が今後の課題である。指定養成施設関係者として、操縦士実地試験実施細則の改正に絡み、航空局ならびに他の養成施設関係者との聴聞会に代理として養成施設事務局長を出席させ、操縦士養成の立場からより現状に則した試験実施課目を提案した。
- * 三輪常務理事：公益社団法人に移行後、常務理事に就任し協会体制改善担当として、これまでの協会運営状況等を分析してきたが、協会財政基盤の立て直し、財務体質の安定化を図るためには、当協会の使命を含めた抜本的な見直しが必要であると考える。当協会は、国内滑空スポーツの統括団体として位置づけられているにもかかわらず、その実態は、個人会員の会費によって支えられている。日本各地の滑空団体の統括役として、諸外国の滑空界や行政庁との窓口であり、纏め役としての役割を担うという、日本の滑空界の統轄的立場であるとするならば、各地滑空団体が財務的にも支えるのが本来の姿である。人材・資金不足により実施できない事業も多く、財政的にも安定しないという問題は、各地滑空団体が協会を中心に結束していくかなり限りは解決しないのではないか。滑空界全体を発展させるためには、統括団体としての基盤を強固にし、これを各地団体が支えるという図式を再構築する必要があると考える。

5.1 報告事項に対する質疑および意見

- * 三輪常務理事の報告、提言によると、個人会員から団体を主とする会員制度へと転換されることを将来的に検討すべきであると読み取れるが、これは過去の当協会会員制度が団体単位であったところを定款の変更をしてまで、個人単位に転換させた経緯を考慮していないため、

非現実的なものといえる。

- 確かに過去の経緯を知らなかつたが、そもそも協会の存続意義を問うた時に、統括団体という位置づけにあると認識されているのならば、その傘下に置かれているであろう団体が協会を支えていない現状は、協会の存続意義を認められていないことと同意なのではないか。いま一度、滑空界全体に協会の存続意義について問うべきなのではないか。
- 統括団体としての立場から、積極的に事業展開をしてきたのは、ここ数年前からであり、個人的にはこれを推進させていきたいと思う。しかしながら、過去の経緯もあり、協会存立の根幹に関わる問題であることから、実際に実施できる具体的な計画を人、物両面から綿密に立てることが最重要であると思う。先ずはこの点をしっかり協会として固めなければ、非現実的な議論に終始してしまう虞がある。



以上を以って全ての議事を終了し、16時20分に議長の閉会宣言により閉会した。

平成25年2月9日

公益社団法人 日本滑空協会

議長 会長

佐藤淳造



議事録署名人 監事

山本隆章



同 監事

行口良知



議事録作成人 加藤 ひろみ

